

宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例の概要

(平成21年6月26日可決)

総則に関する事項

1 目的（第1条関係）

基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに美しい景観の形成に関する施策の基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進します。

これにより

地域の歴史と文化を守り、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境を創造し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与します。

2 定義（第2条関係）

「美しい景観の形成」や「県民等」など条例上、必要な定義を規定します。

例：「美しい景観の形成」とは、将来の県民に継承できるように、地域の自然、歴史及び文化並びに潤いのある豊かな生活環境の創造に配慮しつつ、景観を保全し、整備し、又は創出することをいいます。

3 基本理念（第3条関係）

県として美しい景観の形成を推進する際の基本となる考え方を示します。



- 1 美しい景観は、地域の歴史と文化に培われてきた風格及び個性であることから、県民等のこれらに対する誇りを醸成するよう、その形成が図られなければなりません。
- 2 美しい景観は、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠であることから、県民共有の資産として、現在及び将来の県民がその恩恵を享受できるよう、その形成が図られなければなりません。
- 3 美しい景観は、地域の歴史及び文化並びに人々の生活との調和により構成されるものであることから、これらに配慮した形成が図られなければなりません。
- 4 美しい景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることから、地域の活性化に資するよう、その形成に向けて県は、市町村、県民及び事業者と連携して取り組まなければなりません。
- 5 美しい景観の形成に当たっては、景勝地等の景観のみならず、日常生活に根ざした身近な景観を保全し、整備するとともに、新たに美しい景観を創出することにも取り組まなければなりません。

4 県の責務（第4条関係）

県は、基本理念にのっとり、市町村及び県民等の主体的な取組に配慮しながら、美しい景観の形成のための先導的な役割を担うとともに、広域的に美しい景観の形成を促進する責務を有します。

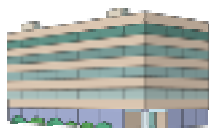
5 市町村との連携等（第5条関係）

県は、市町村が果たす地域の美しい景観の形成に関する先導的な役割の重要性にかんがみ、美しい景観の形成に向けて市町村と連携を図るとともに、市町村が行う美しい景観の形成に関する施策に対し、積極的な支援を行うよう努めます。



6 景観行政団体である市町村との関係（第6条関係）

県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、景観行政団体である市町村が行う施策を尊重し、当該施策との整合性に配慮します。



景観行政団体とは、景観法による景観行政を担う主体。

都道府県、政令市、中核市は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能。

7 県民の責務（第7条関係）

県民は、基本理念にのっとり、美しい景観の形成についての関心と理解を深め、地域の特性に応じた美しい景観の形成に関する活動を実践するとともに、県又は市町村が実施する美しい景観の形成に関する施策に積極的に参加し、協力しなければなりません。



8 事業者の責務（第8条関係）

事業者は、基本理念にのっとり、地域の景観に配慮した事業の実施に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する美しい景観の形成に関する施策に積極的に参加し、協力しなければなりません。



施策に関する事項

9 県民等への支援（第9条関係）

県は、県民等の地域の特性に応じた美しい景観の形成に関する活動への参加及び地域の景観に配慮した事業の実施を促進するため、積極的な支援を行うよう努めます。



10 基本方針（第10条関係）

- 1 知事は、美しい景観の形成に関する施策を総合的、計画的及び広域的に推進するため、基本的な方針を定めなければなりません。
- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めます。
 - 一 美しい景観の形成に関する目標
 - 二 美しい景観の形成に関する施策に係る基本的事項
 - 三 その他、美しい景観の形成に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本方針を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ宮城県景観審議会の意見を聴きます。

また、市町村及び県民等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるよう努めます。
- 4 知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、公表しなければなりません。



11 総合的な施策の策定等（第11条関係）

県は、美しい景観の形成を促進するため、基本方針に基づき総合的な施策を策定し、実施します。また、県はその推進を図るため、必要な体制の整備に努めます。

12 景観週間（第12条関係）

県民等の美しい景観の形成についての関心と理解を深めるとともに、県、市町村及び県民等が連携して行う美しい景観の形成に関する活動を促進するため、景観週間を設けます。また、景観週間は、事業の実施状況を考慮して設定します。

13 美しい景観の形成に配慮した公共施設の建設等（第13条関係）

県は、美しい景観の形成のための先導的な役割を担うことから、美しい景観に影響を及ぼすと認められる公共施設の建設等に当たっては、基本方針に基づき、美しい景観の形成に積極的に取り組むよう努めます。



14 その他の施策（第14条～第17条関係）

普及啓発（第14条関係）

県は、美しい景観の形成について県民等の関心と理解を深めるよう、普及啓発に努めます。

調査研究等（第15条関係）

県は、美しい景観の形成について必要な調査研究及び情報の収集を行います。

また、県は、調査研究の成果及び収集した情報を美しい景観の形成に関する施策に反映させるよう努めます。



表彰（第16条関係）

県は、美しい景観の形成に関し特に功績があったものに対し、表彰を行うよう努めます。

財政上の措置（第17条関係）

県は、美しい景観の形成に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。



審 議 会 ・ そ の 他

15 宮城県景観審議会（第18条～第22条関係）

知事の諮問に応じ、美しい景観の形成の促進に関する重要事項を調査審議するため、「宮城県景観審議会」を設置します。

また、審議会は、美しい景観の形成の促進に関する重要事項に関し知事に意見を述べることができます。



16 その他（第23条、附則関係）

委任（第23条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

施行日（附則関係）

平成22年1月1日

